

特別区一般廃棄物処理業能力認定試験（処分業）の実施方法の変更について

特別区一般廃棄物処理業能力認定試験については、収集運搬業の試験を令和元年度から当分の間、実施しなくなったことに伴い、処分業の試験の実施方法を令和2年度から下記のとおり変更します。

受験を希望される方は、受験希望書提出後に受験申込を行う必要がありますのでご注意ください。

記

日程	内 容
4月下旬	<b>受験希望調査案内・受験希望書を配布</b> 【配布場所】 ・東京二十三区清掃協議会事業調整課許可係 ・各区許可担当部署
7月中旬	<b>受験希望書の提出締切</b> 【提出先】 東京二十三区清掃協議会事業調整課許可係 <u>（※各区では受付していません。）</u>
9月下旬	<b>受験申込書・受験要領を受験希望者に送付</b> （受験希望書を期日までに提出した方へ郵送いたします。）
10月中	<b>受験申込</b> 【申込先】 試験実施機関（※詳細は受験要領に記載）
11月中旬	<b>受験申込者に受験票送付</b> （受験申込を期日までに行った方へ郵送いたします。）
11月下旬	<b>試験実施</b> （受験希望者・申込者がいない場合は実施しません。）

（日程は変更する場合がございます。）

問い合わせ先

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1  
東京区政会館12階東京二十三区清掃協議会  
事業調整課 許可係  
電話：03-6238-0561～8